

伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定業務
 プロポーザルの質問に対する回答

No.	文書	項	質問内容	回 答
1	仕様書	2	イ 担当技術者 担当技術者として配置する2人ともが(ア)(イ)の資格保有者ではなく、1人が(ア)の資格保有者、もう1人が(イ)の資格保有者と、分割してもよろしいでしょうか	そのような方法で問題ありません。
2	仕様書	6	4 関係諸官庁との協議支援 「(1)本施設の解体及び跡地利用施設が環境省の循環型社会形成推進交付金等の補助金を活用できるか、愛媛県に照会文を作成し、愛媛県又は国にその有無について確認すること。」とありますが、ごみ中継施設の整備については、循環型社会形成推進交付金を活用するものとして、地域計画を策定済みと理解してよろしいでしょうか。	本業務で基本計画を策定後、地域計画を策定する予定となりますので、現時点で地域計画は策定しておりません。
3	実施要領	1	4 参加表明者の参加資格(4) 「ごみ処理施設の解体及びごみ処理関連施設整備に係る設計業務」の実績とありますが、ごみ処理施設の解体設計の契約実績とごみ処理関連施設整備に係る設計の契約実績を個々に有する場合、両契約の実績を合わせたものを(4)の実績として認めていただけるのでしょうか。	本プロポーザルの参加要件に必要な実績は、施設解体と、ごみ処理関連施設整備に係る設計業務を受注した実績となりますので、施設解体、ごみ処理施設の設計実績の両方の経験が会社として必要となります。 なお、解体設計と施設整備設計に関連性は必要なく、1契約を1件の実績とカウントしてください。 なお、業務に必要な実績については、委任元（支店が参加表明する場合は本社含め全体）の実績を加えてもかまいません。

4	実施要領	3	(3)提出書類 (ア)法人登記簿謄本は、原本でしょうか。	最近3か月以内発行のものであれば、副本でもかまいません。
5	実施要領	3	(3)提出書類 (ウ)「都道府県及び市税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し）」とありますが、本プロポーザルに委任先が参加する場合、本社の納税証明書、もしくは、委任先の納税証明書、あるいは本社及び委任先の納税証明書が必要でしょうか。	参加表明者の名義のものを添付願います。
6	実施要領	4	(4)提出部数 企画提案書について、正本では「ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入し、業務名の後にカッコ書きで正本と分かるように記入しておくこと。」、副本では「ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入しておくこと。」となっていますが、それぞれ参加表明者の名称の扱いについてご教示ください。	ファイルの表紙及び背表紙にプロポーザル名及び参加表明者名を記載願います。
7	実施要領	6	(5)ヒアリング（プレゼンテーション） 「(オ)ヒアリングは公開とする。」となっていますが、公開の方法についてご教示ください。	傍聴希望者を別途募集しますので、ヒアリングの傍聴者に対し、ヒアリング時に公開するという意味となります。
8	実施要領	9	13 評価基準 審査の評価基準は提示されていますが、各評価項目の配点及び合計点数（満点）をご教示ください。	各項目の最高得点は5点です。 なお、本プロポーザルは、各審査委員6名が評価した点数の総計で選定します。 ※審査委員一人当たりの評価点

				は 5 点× 7 項目 = 35 点で、35 点× 6 名 = 210 点が本評価の満点となり、本プロポーザルは 210 点満点中、最高得点を獲得した者が原則として選定される予定となります。
9	実施要領	13 14	<p>様式第 4 号の 1 管理技術者経歴書</p> <p>様式第 4 号の 2 担当技術者経歴書</p> <p>様式中※ 3 に、「平成 25 年度以降、地方公共団体において、ごみ処理施設の解体及びごみ処理関連施設整備に係る設計業務を受注し、かつ、その業務を履行した実績（履行中も含む。）を 1 契約ごとに記入し、管理技術者（担当技術者）が関わったことが分かる関係資料の写しを添付」とありますが、本規定は、実施要領 1 ページ「4 参加表明者の参加資格」の要件になるのでしょうか。</p>	<p>参加資格要件ではありませんが、参加資格要件の業務の経験がある場合は評価の対象となりますので優先的に記載してください。</p> <p>なお、仕様書上の担当者等の資格要件には管理技術者は同種業務の実務経験を 10 年以上有し、担当技術者は同種業務の実務経験を 3 年以上有するとしているため、仕様書上の経験年数を確認するため、同様の業務の経験年数を特記事項に記載しておいてください。</p> <p>ただし、経験年数はこれらの参加要件の業務と同じ必要はなく、同様のごみ処理施設整備又は解体の設計若しくは施工の経験年数の合計で構いません。</p>